

北上市低入札価格調査取扱要領新旧対照表

改正前

改正後

改正前	改正後
<p>(建設コンサルタント業務の調査基準価格)</p> <p>第5 建設コンサルタント業務の調査基準価格は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 測量業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(3) 土木コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p>	<p>(建設コンサルタント業務の調査基準価格)</p> <p>第5 建設コンサルタント業務の調査基準価格は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 測量業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8.2</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に<u>10分の6</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に<u>10分の6</u>を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(3) 土木コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p>

改正前	改正後
<p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の<u>6</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の<u>6</u>を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>4.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>2 前各項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。</p>	<p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>2 前各項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	